

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日とする)

目次

◇告 示 字の区域の新設等(二件) (地方課)

字の区域の変更(二件) (〃)

土地改良法による換地処分(五件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第百三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による溝口地区第三工区の換地処分の公告のあった日の翌日からその

効力を生ずる。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域(平成二年九月二十日現在の地番による。)

宇代字前河原

宇代字前河原尻三四の一、四二の一から四二の三まで、四三、四四の一、四七の一、四八、四九の一から四九の五まで、五〇の一、五六の一、五七、五八、五九の一、六〇の二の一部、六一、六二の一、六二の二、六七の一、六八、六九の一、七〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

宇代字前河原下モ七四の一から七四の三まで、七五の一、八〇の一、八一、八二の一の一部、八二の二、八三の一部、八四の一の一部、八五の一から八五の三までの一部、八七の一の一部、八七の二、八八、八九の一、九〇の一、九一の一、九二の一部、九五の一部、九六の一、九七の一、九八の一部、一〇一の一部、一〇二の一及びこれらと一体をなす国有地

宇代字中河原

宇代字前河原中一八二の一部、一八三の一、一八四の一、一八五の一、一八六の一部、一八七の一部、一八八の一、一八九の一、一九〇の二の一部、一九一の一部、一九二の一、一九三の一の一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地

宇代字前河原尻四七の一部、五九の一部、六〇の一、六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

宇代字前河原下モ八二の一の一部、八三の一部、八四の一の一部、八四の二、八五の一から八五の三までの一部、八五の四、八五の五、八六、八七の一の一部、九二の一部、

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>宇代字前河原尻 宇代字前河原尻のうち三四の一、四二の一から四二の三まで、四三、四四の一、四七、四八、四九の一から四九の五まで、五〇の一、五六の一、五七から五九まで、六〇の一、六〇の二、六一、六二の一、六二の二、六七の一、六八、六九</p>	<p>宇代字平成</p>	<p>宇代字鉾塚一六八の一部、一七四の一部、一七五の一部、一七六、一七七の一部、一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 宇代字前河原中一七九の一部、一九一の一部、一九四の一部、一九五の一部、二〇〇の一部、二〇一及びこれらと一体をなす国有地 宇代字阿弥陀ノ前二〇二、二〇三から二〇六までの一部及びこれらと一体をなす国有地 宇代字小森下モ二二三の一部、二三四の一部、二三六の一部、二三七の一部、二三八から二四一まで、二四二の一部、二四七の一部、二四九の一部、二五四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>宇代字下モ平</p>	<p>九三、九四、九五の一部、九八の一部、九九、一〇〇、一〇一の一部、一〇三及びこれらと一体をなす国有地 宇代字下モ平一〇四、一〇五の一部、一〇六の一部、一〇七、一〇八の一部、一〇八の二の一部、一〇九から一二二まで、一二三の二の一部、一二三の三及びこれらと一体をなす国有地 宇代字鉾塚一七四の一部、一七七の一部、一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地 宇代字前河原中一七九の一部、一八〇、一八一、一八二の一部、一八六の一部、一八七の一部、一九〇の一部、一九一の一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>		
<p>宇代字前河原中</p>	<p>同上の区域(平成二年九月二十日現在の地番による。)</p>	<p>宇代字鉾塚</p>	<p>宇代字鉾塚のうち一六八の一部、一七三から一七五までの一部、一七六から一七八及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一七三と一体をなす国有地以外の区域 宇代字阿弥陀ノ前二〇四から二〇六までの一部、二〇七、二〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>宇代字下モ平</p>	<p>宇代字下モ平のうち一〇四、一〇五の一部、一〇六の一部、一〇七、一〇八の一部、一〇八の二の一部、一〇九から一二二まで、一二三の二の一部、一二三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 宇代字鉾塚一七三の一部、一七四の一部、一七七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>宇代字前河原下モ</p>	<p>宇代字前河原下モのうち七四の一から七四の三まで、七五の一、八〇の一、八一、八二の一、八二の二、八三、八四の一、八四の二、八五の一から八五の五まで、八六、八七の一、八七の二、八八、八九の一、九〇の一、九一の一、九二から九五まで、九六の一、九七の一、九八から一〇一まで、一〇二の一、一〇三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>宇代字阿弥陀ノ前</p>	<p>宇代字阿弥陀ノ前のうち二〇二、二〇三の一部、二〇四の一部、二〇五から二〇七まで、二〇八の一部、二二四の一部、二二五の一部、二二六の一部及びこれらと一体を</p>	<p>宇代字阿弥陀ノ前</p>	<p>宇代字阿弥陀ノ前</p>	<p>宇代字阿弥陀ノ前</p>	<p>宇代字阿弥陀ノ前</p>	<p>宇代字阿弥陀ノ前</p>	<p>宇代字阿弥陀ノ前</p>

<p>大字森藤字八橋ノ内上駄道ノ上野ノ内上駄道ノ</p>	<p>大字森藤字八橋ノ内上駄道ノ下野ノ内上駄道ノ</p>	<p>大字森藤字八橋ノ内中駄道ノ下野ノ内中駄道ノ</p>	<p>大字法万字イチノ尾</p>	<p>大字法万字蛇谷峯</p>	<p>大字法万字大畑</p>	<p>廃止する字の名称</p>
<p>大字森藤字八橋野ノ内上駄道ノ上のうち三五四の一から三五四の一三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字森藤字八橋野ノ内上駄道ノ下のうち三五八の一から三五八の六まで、三五九の一から三五九の一三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字森藤字八橋野ノ内中駄道ノ下のうち三六三、三六三の一、三六四の三、三六四の四、三六四の一六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字法万字イチノ尾のうち一〇二九の四九から一〇二九の五三まで以外の区域</p>	<p>大字法万字蛇谷峯のうち一〇四三の一、一〇四三の四から一〇四三の一まで、一〇四五の一、一〇四五の三、一〇四五の七、一〇四五の八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字法万字イチノ尾一〇二九の四九から一〇二九の五三まで</p>	<p>大字森藤字八橋野ノ内上大ナル、大字森藤字八橋野ノ内出合谷、大字森藤字八橋野ノ内大峰、大字森藤字八橋野ノ内中駄道ノ上、大字法万字サトフ谷</p>

鳥取県告示第百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山山麓地区第一―三工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（平成二年六月二十五日現在の地番による。）</p>
<p>高橋字東小枕</p>	<p>高橋字東小枕の全域 高橋字栃端九七〇の五から九七〇の七まで</p>
<p>高橋字栃端</p>	<p>高橋字栃端のうち九七〇の五から九七〇の七まで以外の区域</p>

鳥取県告示第百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった

ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山山麓地区第六―三工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成二年七月九日現在の地番による。）
富江字大成	富江字大成のうち二九七の八、二九七の一〇、二九八の七、二九八の一二、二九八の一四、二九八の一六以外の区域
富江字式反畑	富江字式反畑のうち三〇三の一の一部、三〇三の三から三〇三の六までの一部、三〇三の一〇の一部以外の区域 富江字下浜畑三〇九 富江字シンザイ畑向フ三八九の七の一部、三八九の八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八九の七と一体をなす国有地の一部
富江字下浜畑	富江字下浜畑のうち三〇九以外の区域
富江字ソリノ上ノ式	富江字ソリノ上ノ式のうち三八〇の六、三八〇の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
富江字ソリ	富江字式反畑三〇三の一の一部、三〇三の三の一部 富江字ソリノ上ノ式三八〇の六、三八〇の七及びこれらと

富江字シンザイ畑向フ	富江字シンザイ畑向フのうち三八八の一から三八八の三まで、三八九の一の一部、三八九の四の一部、三八九の五の一部、三八九の二五の一部及びこれらと一体をなす国有地 富江字シンザイ畑四〇一の一部
富江字シンザイ畑	富江字大成二九七の八、二九七の一〇、二九八の七、二九八の一二、二九八の一四、二九八の一六 富江字式反畑三〇三の三から三〇三の六までの一部、三〇三の一〇の一部 富江字シンザイ畑向フのうち三八八の一から三八八の三まで、三八九の一の一部、三八九の四の一部、三八九の五の一部、三八九の七の一部、三八九の八の一部、三八九の一二の一部、三八九の二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八九の七と一体をなす国有地の一部以外の区域 富江字シンザイ畑四〇一から四〇三までの一部、四〇八の一部、四〇九の一部、四〇九の二の一部、四一〇の一部、四一二の一部 富江字境塚ノ脇四一三、四一四、四一五の二の一部、四一五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大倉字落シ原一四六五の二及びこれと一体をなす国有地並びに一四六四と一体をなす国有地の一部
富江字シンサイ畑	富江字シンザイ畑向フ三八九の一二の一部 富江字シンサイ畑のうち三九八の二の一部、四〇一、四〇二の一部、四〇三の一部、四〇八の一部、四〇九の二の一部、四〇九の三の一部、四一〇から四一二までの一部以外の区域 富江字小丸山崎ノ式四一六の一から四一六の三までの一部、四一八の一部

富江字境塚ノ脇	富江字シンサイ畑四一の一、四二二の一部、富江字境塚ノ脇のうち四一三、四一四、四一五の一、四一五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一五の四と一体をなす国有地の一部以外の区域 富江字小丸山崎ノ式四一六の三の一部、四一八の一部 富江字小丸山崎四一九、四二〇の一部
富江字小丸山崎ノ式	富江字シンサイ畑三九八の二の一部 富江字小丸山崎ノ式のうち四一六の一、四一六の二の一部、四一六の三、四一七、四一八の一部以外の区域 富江字小丸山崎四二二の二の一部、四二二の二、四二三の一
富江字小丸山崎	富江字境塚ノ脇四一五の四の一部 富江字小丸山崎ノ式四一七、四一八の一部 富江字小丸山崎のうち四一九、四二〇の一部、四二二の一部、四二二の二、四二三の一、四二八の一部以外の区域 富江字小丸山崎ノ式四四九の一の一部
富江字小丸山崎ノ老	富江字小丸山崎四二八の一の一部 富江字小丸山崎ノ老のうち四四九の一の一部以外の区域
大倉字森原	大倉字森原の全域 富江字境塚ノ脇四一五の四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四一五の四と一体をなす国有地の一部
大倉字落シ原	大倉字落シ原のうち一四六五の二及びこれと一体をなす国有地並びに一四六四と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る溝口地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る加勢蛇東地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大江山麓地区第一―三工区の換地

処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大江山麓地区第六一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大江山麓地区第六一三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】